

2020年4月実施に向け、新たな奨学金の制度化が大詰め

「高等教育無償化」で広がる 学びの可能性

2019年通常国会で法案が成立すれば、
2020年4月、低所得世帯を対象とした高等教育無償化がスタートする見通しだ。
新制度は、授業料等減免と給付型奨学金の2本柱で、所得要件を満たし、
かつ進学意欲が認められれば、高校での成績にかかわらず支援を受けられるのが特徴だ。
対象は、大学(学部)・短大・高等専門学校・専門学校のすべての高等教育機関となる。
新制度のねらいと内容、対象となる学生・大学の要件について、
文部科学省高等教育局の滝波泰主任大学改革官に聞いた。

高校での成績にかかわらず 所得要件と進学意欲で審査

国が推進する「人づくり革命」の一環として行われる「高等教育無償化」は、2018年12月、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)においてその具体策がまとめられた。19年通常国会で法案が成立すれば、20年4月に制度開始となる見通しだ。19年10月から実施予定の消費税率引き上げによる増収分を財源とし、関係閣僚合意では、高等教育無償化分として7600億円の予算規模が想定された。20年度入学者だけでなく、20年度時点での在学学生も、要件に合えば支援の対象となる。

17年度に始まった現行の給付型奨学金制度では、高校ごとに推薦枠が割りあてられているが、新制度では、所得要件を満たし、かつ進学意欲が認められれば、高校での成績にかかわらず支援対象となる予定である。文部科学省高等教育局の滝波泰主任大学改革官は、新制度の目的を次のように説明する。

「経済的に困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低く、最終学歴



文部科学省高等教育局主任大学改革官
滝波 泰 たきなみ やすし
初等中等教育局高校修学支援室長、同局主任視学官等を経て、現職。

によって平均賃金に差が出ています。日本の教育費は国際的に見て家計負担の割合が高く、それが少子化の一因にもなっています。格差の固定化を防ぎ、かつ少子化対策に資するよう、家庭の経済状況にかかわらず高等教育機関へ進学できる機会を確保することが、本制度の目的です」

入学金・授業料減免と 給付型奨学金の2本柱

新制度案は、入学金や授業料を減免する「授業料等減免」と修学に必要な費用を支給する「給付型奨学金」の2本柱で、対象は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う非課税世帯の学生を想定している(図1上)。

非課税世帯の目安は、両親と本人・中学生の4人家族で年収270万円未満となる予定だ。支援の谷間が生じないよう年収に幅を持たせることとし、年収270～300万円未満の世帯は非課税世帯の額の3分の2、年収300～380万円未満の世帯

図1 減免額・給付額の概要

◎授業料等の減免の上限額（年額、住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

国公立/入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

私立/入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

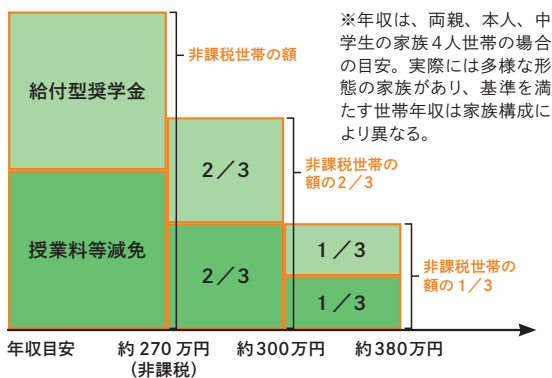
◎給付型奨学金の給付額（年額、住民税非課税世帯）

	国公立 (大学・短期大学・専門学校)	私立 (大学・短期大学・専門学校)
	自宅生	約35万円
自宅外生	約80万円	約91万円

高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5～7割の程度の額を措置する。

* 文部科学省の資料を基に編集部で作成。

図2 減免額・給付額（上限）の考え方



* 文部科学省の資料を基に編集部で作成。

対象となる大学の要件は、学問の教育のバリエーションが取り上げられていることだ。具体的には、実務経験のある教員による授業科目が標準単位の1割以上配置されていること

「本制度が整えば、経済的な事情で進学を断念していた生徒に学びのチャンスが広がります。自分が高等教育の場で何を学び、卒業後にどのような道に進みたいのか。明確な進路意識を持って、本制度を活用してほしいと思います。また、高校の先生には、どのような道に進めば生徒の力が花開くのかを、生徒や保護者と対話を重ねて一緒に考え、生徒に寄り添った進路指導を心がけていただきたいと思っています」（滝波主任大学改革官）

学生の進学意欲を重視する点も、新制度案の特徴だ。高校がレポートの提出や面談によって、生徒が進学

への強い意欲や明確な目的を持っていることを確認し、独立行政法人日本学生支援機構に報告する。進学後も、学習状況の要件を満たさなければ、支援を打ち切れることを想定している。具体的には、①1年間の単位数が標準的な修得単位数の6割以下、②成績（GPA（*1）等）が所属学部等の下位4分の1に該当、③1年間の出席率が8割以下など、学習意欲が低いと大学等が判断した場合だ。そのいずれかに該当し、大

2019年夏までに 対象となる大学を公表予定

学から「警告」を連続で受けた場合は、支援が打ち切られる可能性がある。「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合は、特例措置を検討します。」

ただ、成績次第で打ち切りもあり得ますから、安易な利用は控えてほしいと思います」（滝波主任大学改革官）

警告や支援の打ち切りは、大学等の責任において判断される。ただ、支援を打ち切られた学生が中退すると大学の収入が減るため、適正な判断がなされない可能性もある。そうしたことのないよう、支援を打ち切られた学生の数や理由の公表を、大学に義務づけることになっている。

（多様な企業から講師を招いた授業を実施、正課として学外でのインターンシップや実習を実施など）、シラバスの作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していることなどが挙げられている。ただし、経営に問題があつて経営指導の対象となり、かつ学生数が継続的に定員の8割を切っている大学は、対象としないことにした。

法案が成立すれば、19年初頭に支援措置の対象となる大学の要件について具体的な内容を公表し、夏前に大学の申請受け付けを開始する。高校3年生の進路決定に配慮して、夏のうちに対象大学を公表する予定だ。

* 1 Grade Point Averageの略。履修科目の評点に単位数を加味して算出する成績評価値。個々の学生の到達水準を測る目安に用いることができる。